改正後	改正前
	分09秒の地点と北緯35度56分51秒東経140度19分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［63～73　略］	［63～73　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十一　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
［1　略］		［1　同左］	
2　放送業務用伝搬障害防止区域		2　［同左］	
1	削除	1	(1)　秋田県秋田市浜田字大森山29―7　(140.00) (2)　秋田県南秋田郡大潟村字西野31　(47.00)	北緯39度39分59秒東経140度04分29秒の地点と北緯39度41分46秒東経140度03分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度52分44秒東経139度58分18秒の地点と北緯39度57分01秒東経139度56分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［2～6　略］		［2～6　同左］	
［3・4　略］		［3・4　同左］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

十二　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
［1・2　略］		［1・2　同左］	
3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域		3　［同左］	
［1～5　略］		［1～5　同左］	
6	削除	6	(1)　岡山県岡山市北区野殿西町427―1　(57.00) (2)　岡山県倉敷市粒江字真菰谷1858―3　(285.00)	北緯34度39分30秒東経133度52分44秒の地点と北緯34度38分31秒東経133度51分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度36分32秒東経133度50